

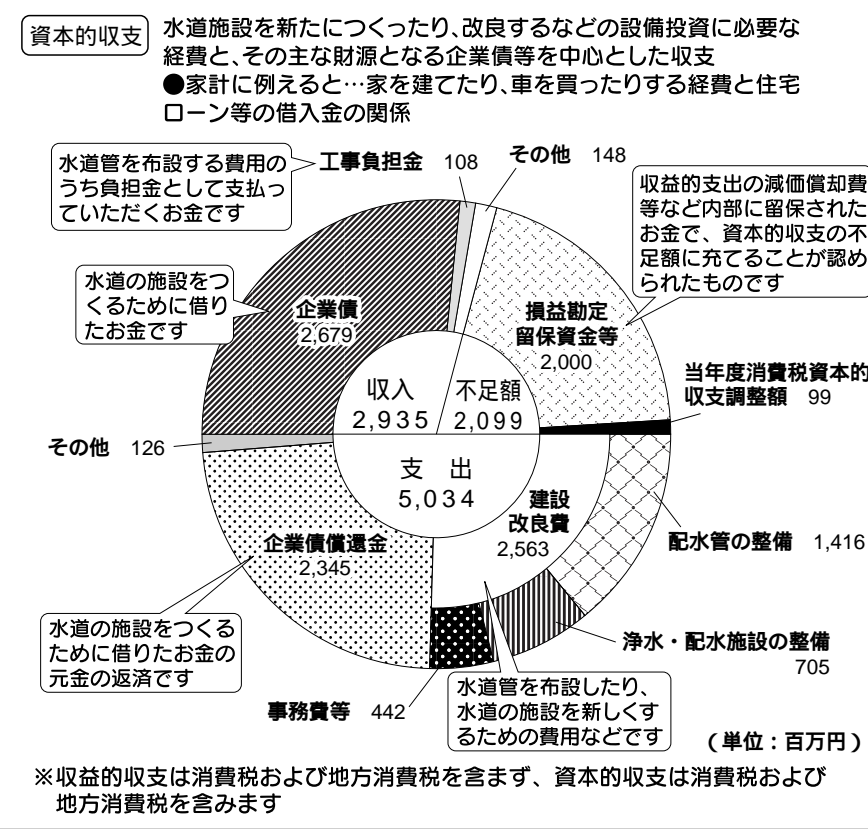
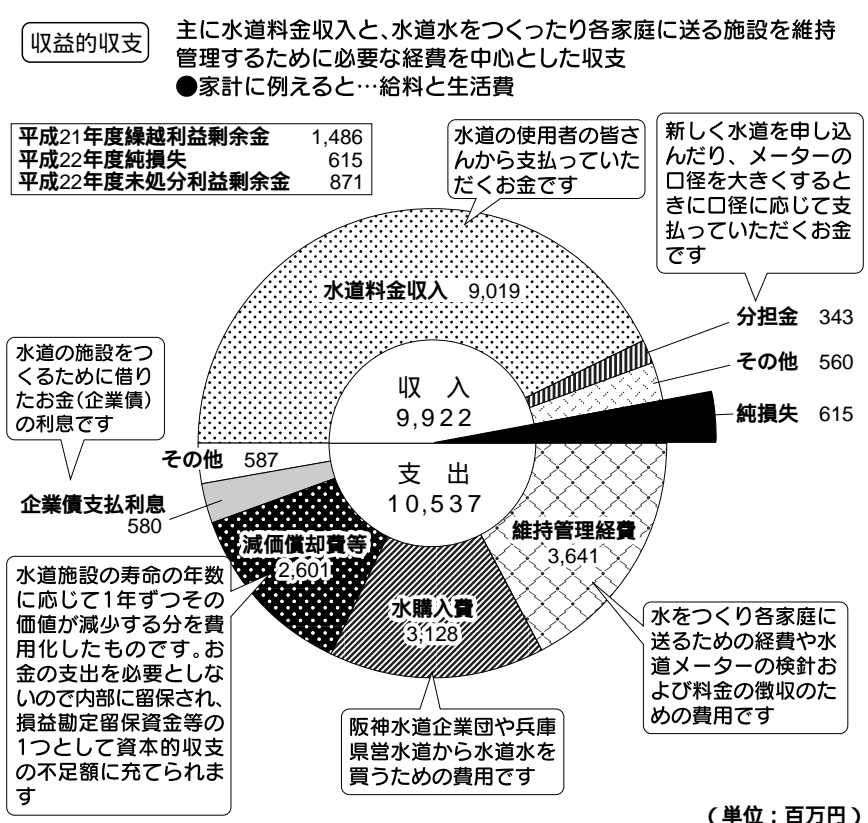
平成22年度水道事業会計決算の概要

安全・安心な水を安定供給

平成22年度水道事業会計決算が9月市議会において認定されました。この決算の概要についてお知らせします。

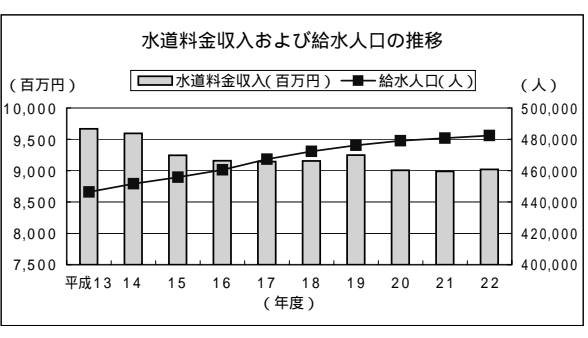
問合せは水道局財務グループ(0798・32・2211)へ。

平成22年度決算の状況



経営環境

平成22年度末の給水人口は48万2419人で、前年度より1631人(0.3%)増えています。給水戸数も22万1488戸で、前年度より1447戸(0.5%)増加しました。



また、年間の給水量も5380万1653立方メートルで、前年度より26万3786立方メートル(0.5%)増加しています。

水道料金収入の基礎となる給水量は、家庭での節水意識が定着し、トイレや電化製品などの節水型機器の普及が進んでいることに加え、事業所などの大口使用者が経費削減等を目的として水を再利用したり、地下水等を利用する事例もあり、大幅な増加は見込めなくなっています(上図参照)。

00万円それぞれ増加したことなどにより、前年度に比べて2億5000万円の増収になりました。支出は、人件費や企業債支払利息は減少しましたが、越水浄水場の浄水処理を停止し、阪神水道企業団から購入する水道水を増量したことにより水購入費が増加しました。また、川上ダム建設からの撤退に伴う費用が発生したため、支出全体では前年度に比べて1億2000万円の増加になりました。

その結果、22年度の決算は、収入総額99億2200万円に対して、支出総額は105億3700万円、差し引き6億1500万円の純損失(赤字)になりました。また、22年度末の未処分利益剰余金(累積赤字)は8億7100万円になりました。

一方、資本的収支(水道施設を整備・改良するための収支)のうち、支出は、浄水場等の統廃合関連工事が本格化したことにより、建設改良費が前年より16億5200万円多い50億3400万円になりました。また、収入総額は、浄水場等の統廃合関連工事の本格化および企業債の借り換えに伴い企業債収入が増加しました。

この結果、支出総額は、前年より16億5200万円多い50億3400万円になりました。また、収入総額は、浄水場等の統廃合関連工事の本格化および企業債の借り換えに伴い企業債収入が増加しました。

また、市内各所の老朽化した水道管を約15.4キロにわたって耐震管に布設替え等を行いました。

また、企業債支払利息の軽減を図るために高利率の企業債の借り換えを行ったことにより、企業債償還金も前年度より増加しました。

必要な事業を 着実に実施

越水浄水場および鯉池浄水場の浄水処理停止に伴い、市内で稼働している浄水場は、南部地域の鳴尾浄水場と北部地域の丸山浄水場の2つとなりました。

水道局からの お知らせ

水道工事費の 貸付・助成

赤水が出たり水の出が悪い古い鋼管や鉛管の取替工事には、貸付・助成制度があります。問合せは水道局給水装置課(0798・32・2230)へ。

【貸付制度】配水管分岐部から蛇口までの標準工事費を貸付。30万円以内。無利子。20カ月以内の元金均等月賦償還

【助成制度】配水管分岐部から水道メーター宅内側約30メートルまでの標準工事費の2分の1を助成。10万円以内

水道料金の支払い

水道料金を口座振替で支払うときは、取扱金融機関の窓口で申込ができます。申込用紙は取扱金融機関窓口を設置しているほか、水道局電話受付センター(左囲み記事参照)に連絡があれば郵送します。

水道料金・下水道使用料 基本料金の免除制度

上・下水道の基本料金を免除する制度があります。対象により申請窓口が異なります。

【対象・申請窓口】

●身体障害者手帳1・2級が

問合せは水道局電話受付センター(左囲み記事参照)。

なお、手続き完了には、約1〜2カ月程度かかる場合があります。それまでの間は納入通知書の支払いとなります。

水道局電話受付センター

0798・32・2201
0797・61・1703
078・904・2481

※受付は午前8時45分～午後8時(土日曜、祝日は5時半まで)

転居に伴う水道の使用開始・中止の申込や使用者名義の変更、故障や漏水に伴う修繕などを受け付けています。

水道局のホームページ

<http://suidou.nishi.or.jp/>

水道局のホームページでは、市民の皆さんからのよくある質問や水質検査結果など、水道に関するさまざまな情報をお知らせしています。ぜひご利用ください。

療育手帳Aを持っている人が在宅している家庭または身体障害者手帳3級と療育手帳B1の両方を持っている人が在宅している家庭：「水道ご使用量等のお知らせ」、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑を持参し、障害福祉課(市役所本庁舎1階)へ申請を

◎家族介護慰労金を受給している家庭：「水道ご使用量等のお知らせ」、印鑑を持参し、高齢福祉グループ(市役所本庁舎3階)へ申請を